

# 介護職員の初任給に関する基準

社会福祉法人

宮古島市社会福祉協議会

## 介護職員の初任給に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、宮古島市社会福祉協議会（以下「当会」という。）に、新規雇用される介護職員の賃金を定めるため制定する。

### (新規雇用時の賃金)

第2条 新規雇用される介護職員の賃金は、雇用される職種、取得資格を基準とし別表1に基づき会長が決定する。

### (前職加算)

第3条 当会に雇用される以前に、同一の職種、業務を行っていたものには別表2に基づき、前職加算することができる。

### (基準の改廃)

第4条 この基準を改廃する際は、課長会の協議を踏まえ、会長の承認を得るものとする。

### 附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別表1(初任給)

職種	資格	賃金体系	号数	金額	職種	資格	賃金体系	号数	金額	
介護支援専門員	介護支援専門員	月給3級	36号	192,000円	訪問介護員(ヘルパー)	介護福祉士	月給			
		日給2級	35号	9,770円			日給1級	10号	7,000円	
		時給2級	50号	1,515円			時給1級	27号	1,030円	
看護師	正看護師	月給3級	36号	192,000円		一般介護員	ヘルパー1級・介護実務	月給		
		日給2級	41号	10,400円				日給1級	9号	6,900円
		時給2級	43号	1,410円				時給1級	26号	1,020円
	准看護師	月給3級	24号	177,600円			ヘルパー2級・介護初任	月給		
		日給2級	29号	9,140円				日給1級	7号	6,700円
		時給2級	33号	1,260円				時給1級	24号	1,000円
管理者	介護福祉士	月給3級	36号	192,000円		介護福祉士	介護福祉士	月給		
								日給1級	10号	7,000円
	ヘルパー1級・介護実務	月給3級	24号	177,600円			ヘルパー1級・介護実務	日給1級	9号	6,900円
					時給1級			9号	850円	
	ヘルパー2級・介護初任	月給3級	16号	168,000円	ヘルパー2級・介護初任		日給1級	6号	6,600円	
							時給1級	6号	820円	
無資格	月給3級	8号	158,400円	無資格	日給1級	1号	6,100円			
					時給1級	1号	770円			
サービス提供者	介護福祉士	月給3級	18号	170,400円	調理師	栄養士	月給			
		日給2級	16号	7,775円			日給1級	10号	7,000円	
		時給					時給1級	10号	860円	
	ヘルパー1級・介護実務	月給3級	14号	165,600円		調理師	月給			
		日給2級	14号	7,565円			日給1級	5号	6,500円	
		時給					時給1級	5号	810円	
生活相談員	介護支援専門員	月給3級	18号	170,400円	無資格	日給1級	1号	6,100円		
		日給2級	16号	7,775円		時給1級	1号	770円		
		時給2級	16号	1,005円		事務員	介護請求事務	月給		
	社会福祉士、精神保健福祉	月給3級	18号	170,400円	日給1級			10号	7,000円	
		日給2級	16号	7,775円	時給1級			10号	860円	
		時給2級	16号	1,005円	簿記関係資格		月給			
	介護福祉士	月給3級	16号	168,000円			日給1級	5号	6,500円	
		日給2級	15号	7,670円			時給1級	5号	810円	
		時給2級	15号	990円	無資格	日給1級	1号	6,100円		
社会福祉社任用主事	月給3級	12号	163,200円	時給1級		1号	770円			
	日給2級	12号	7,355円							
	時給2級	12号	945円							

別表2(前職加算(同一職種の経験年数のみ加算))

経験年数	加算号数
4年以上8年未満	1号加算
8年以上10年未満	3号以内加算
10年以上12年未満	5号以内加算
12年以上14年未満	7号以内加算
14年以上16年未満	9号以内加算
16年以上18年未満	11号以内加算
18年以上20年未満	13号以内加算
20年以上	15号以内加算

\* 各賃金体系の給与表より、初任給号数に加算